

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担割合の判定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑩地域支援事業の実施 ⑪公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、高齢介護合算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>【情報提供の根拠】 ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項 (5,17,22,43,81,95,97,109,120) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3)</p> <p>【情報照会の根拠】 ○番号法別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち第二欄に「介護保険法による事務」が含まれる項(93、94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第46条、第47条)</p> <p>【情報照会の根拠】 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第9条)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 高齢介護課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	高齢介護課長 樋浦雅紀	高齢介護課長 戸井田 順	事後	人事異動のため
平成27年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成27年4月1日 時点	事後	最新年度で計数したため
平成27年12月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成27年4月1日 時点	事後	最新年度で計数したため
平成28年7月22日	表紙 公表日	平成27年12月28日	平成29年1月1日	事前	-
平成28年7月22日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	介護保険システム、高齢介護合算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、高齢介護合算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	次年度以降の所得照会に用いる個人番号の調査のため
平成28年7月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	最新年度で計数したため
平成28年7月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	最新年度で計数したため
平成29年5月17日	表紙 公表日	平成29年1月1日	平成29年7月1日	事前	-
平成29年5月17日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	高齢介護課長 戸井田 順	高齢介護課長 加藤 浩章	事後	人事異動のため
平成29年5月17日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	最新年度で計数したため
平成29年5月17日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	最新年度で計数したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に介護保険関係情報が含まれる項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に介護保険関係情報が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,57,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条) 	事前	
平成30年2月28日	表紙 公表日	平成29年7月1日	平成30年2月28日	事前	-
平成30年2月28日	1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担割合の判定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 	事前	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月28日	4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に介護保険関係情報が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,57,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法別表第二の第一欄が市町村長の項のうち第二欄に介護保険法による事務が含まれる項(93、94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条</p>	<p>番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項(5,17,22,43,81,97,106,109,119) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の三、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3)</p> <p>【情報照会の根拠】 ○番号法別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち第二欄に「介護保険法による事務」が含まれる項(93、94) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p>	事前	見直しによる
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年3月23日 時点	事前	最新年で計数したため
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年3月23日 時点	事前	最新年で計数したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月14日	IV リスク対策	記載なし	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類「基礎項目評価書」 2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3.特定個人情報の使用「十分である」 4.特定個人情報ファイルの取扱い委託「委託しない」 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6.情報ネットワークシステムとの接続「十分である」 7.特定個人情報の保管・削除「十分である」 8.監査「内部監査」 9.従業者に対する教育・啓発「十分に行っている」	事前	様式変更のため
平成31年3月14日	I 5-②所属長の役職名	高齢介護課長 加藤 浩章	高齢介護課長	事前	様式変更のため
平成31年3月14日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月23日 時点	平成31年3月14日 時点	事前	最新年度で計数したため
平成31年3月14日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月23日 時点	平成31年3月14日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和1年11月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月14日 時点	令和元年11月26日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和1年11月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月14日 時点	令和元年11月26日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和2年12月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年11月26日 時点	令和2年12月18日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和2年12月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月26日 時点	令和2年12月18日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和4年1月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108)</p> <p>○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項 (5,17,22,43,81,97,106,109,119)</p> <p>○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の三、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3)</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117)</p> <p>○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項 (5,17,22,43,81,95,97,109,120)</p> <p>○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3)</p>	事後	
令和4年1月4日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月18日 時点	令和3年12月3日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和4年1月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月18日 時点	令和3年12月3日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和4年1月4日	IV リスク対策 8. 監査	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略	⑩地域支援事業の実施 ⑪公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務	事前	公金受取口座登録制度における公金受取口座の情報連携を開始するため
令和4年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、高齢介護合算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム	介護保険システム、高齢介護合算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続きを開始するため
令和4年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	略	【情報照会の根拠】 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第9条)	事前	公金受取口座登録制度における公金受取口座の情報連携を開始するため
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	令和4年12月23日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	令和4年12月23日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和6年1月5日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月23日 時点	令和6年1月5日 時点	事前	最新年度で計数したため
令和6年1月5日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月23日 時点	令和6年1月5日 時点	事前	最新年度で計数したため